平成２２年（フ）第２６９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目９番５号
破産者　株式会社美喜園
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
千葉県野田市中野台57番地の11
破産者　有限会社エスエストレーディングカンパニー
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４４号
千葉県野田市七光台49番地の７　ビバパレス七光台103
破産者　クレイシー　シャハーブ　アスラム
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４５号
千葉県野田市七光台49番地の７　ビバパレス七光台103
破産者　高野ナツイ（旧姓クレイシー）
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５７５号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目２番49号
破産者　湯浅　　修
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９７号
千葉県流山市駒木473番地の19サンライフフジ201
破産者　萩原　正和
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１７６８８号
東京都足立区辰沼１丁目５番10号
破産者　北都防水工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４４２６号
神奈川県川崎市中原区木月１丁目22番５号
破産者　有限会社テレワークス
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８８号
新潟県新潟市中央区万代２丁目４―23―1601
破産者　石田　正市
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８４１号
埼玉県朝霞市本町１丁目24番９号
破産者　北都建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８４３号
東京都西東京市栄町２丁目１―28―101、開始決定時の住所埼玉県朝霞市本町１丁目24―10
破産者　都築　幸江
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４２８号
東京都西東京市富士町１丁目７―75―701
破産者　佐治　英達
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８０９号
東京都渋谷区神宮前５丁目51番８号
破産者　株式会社Ｇ―Ｍａｘ
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８１０号
東京都品川区上大崎２丁目16番２号
破産者　株式会社Ａｓｓｅｔｓ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８１１号
東京都品川区東五反田５丁目４―26―303
破産者　淺井　　剛
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２１６号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目20―13
破産者　倉田　文典
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１８８号
東京都練馬区豊玉南２丁目10―13―202
破産者　春木　和彦
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２８６号
東京都武蔵野市境南町５丁目６―23―102
破産者　北原　俊幸
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４３９号
神奈川県相模原市南区南台５丁目６－９－104、開始決定時の住所神奈川県横浜市磯子区馬場町５―19　タウンパドックＰⅡ―101
破産者　熊倉　世龍
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４４０号
神奈川県相模原市南区南台５丁目６－９－104、開始決定時の住所神奈川県横浜市磯子区馬場町５―19　タウンパドックＰⅡ―101
破産者　熊倉　映美
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２４２号
埼玉県新座市畑中１丁目11－１－908
破産者　安藤　正基
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部